

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月18日（平成30年（行情）諮問第265号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第473号）

事件名：特定課が保有する裁判結果報告の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「労災補償課が保有する裁判結果報告」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について諮問庁が、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月6日付け愛労発基0306第21号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について取り消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成または取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年2月6日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労災補償課が保有する裁判結果報告」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年3月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに対象行政文書を特定した上で、法5条1号及び6号口に掲げる不開示情報を除き開示することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「労災補償課が保有する裁判結果報告」に関して行われたものである。

## (2) 本件対象行政文書の保有について

審査請求人が求める「労災補償課が保有する裁判結果報告」について、処分庁は、当該請求に係る行政文書は作成、取得しておらず、これを保有していないとして、法9条2項の規定に基づき不開示とした。

「裁判結果」とは、一般的に、判決の内容を意味していると思われるところ、厚生労働省労働基準局が策定した労働基準局報告例規の「6補償課関係」には、「補503 労災保険に係る訴訟に関する報告」（以下、「補503 労災保険に係る訴訟に関する報告」又は「当該報告」という。）が定められ、都道府県労働局長は厚生労働省労働基準局長あて、労災保険に係る訴訟の経過を文書により報告することとされ、「4. 判決があったときは、判決書を添えて報告すること。」「5. 判決が確定したとき又は上訴したときは、早急にその旨報告すること。」と記載されており、処分庁も当該報告により判決結果等の報告を行っていることを確認した。

したがって、当該報告のうち、判決結果の報告に係るものについては、新たに本件対象行政文書として特定することが妥当であると判断した。

## (3) 本件対象行政文書の不開示情報該当性について

当該報告のうち、「事件の表示」、「相手方」、及び「経過要旨」については、他の情報と照合することにより、個人を特定できる情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないものであるため、不開示とし、また、「経過要旨」、「添付資料」については、争訟等の対応方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれのある情報であり、同条6号口に基づき不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成または取得している。」として原処分の取消しを求めているが、対象行政文書の保有については、上記3で説明したとおりである。

### 5 結論

以上のとおり、原処分を取消し、新たに対象行政文書を特定した上で、法5条1号及び6号口に掲げる不開示情報を除き、開示することが妥当であるとして諮問する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 平成31年2月20日 審議

⑤ 同年3月7日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「労災補償課が保有する裁判結果報告」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、原処分において、文書不存在による不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているとして審査請求をしたところ、諮問庁は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）を新たに特定し、一部を開示するとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書について、一部開示決定をすることが妥当であるとし、その不開示部分の不開示理由についても説明するが、（i）本件対象文書が約50件の報告から成り、約70件の判決書が含まれるなど、比較的文书量が多いこと、（ii）原処分は不存在を理由とする不開示決定であり、本件対象文書は、現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることなどを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）諮問庁は、本件対象文書を特定したことについて、理由説明書（上記第3の3（2））において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 「裁判結果」とは、一般的に、判決の内容を意味していると思われるところ、厚生労働省労働基準局が策定した労働基準局報告例規の「6 補償課関係」には、「補503 労災保険に係る訴訟に関する報告」が定められ、都道府県労働局長は厚生労働省労働基準局長あて、労災保険に係る訴訟の経過を文書により報告することとされ、「4. 判決があったときは、判決書を添えて報告すること。」「5. 判決が確定したとき又は上訴したときは、早急にその旨報告すること。」と記載されており、処分庁も当該報告により判決結果等の報告を行っていることを確認した。

イ したがって、当該報告のうち、判決結果の報告に係るものについては、新たに本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

ウ また、愛知労働局において、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

（2）当審査会において、諮問庁から、労働基準局報告例規及び同例規に基づく愛知労働局長から厚生労働省労働基準局長への判決結果の報告（平成19年度～平成29年度）（本件対象文書）の提示を受け、確認した

ところ、同例規には、諮問庁の説明のとおり、「補503 労災保険に係る訴訟に関する報告」が掲げられ、その報告についての説明は、「4. 判決があったときは、判決書を添えて報告すること。」及び「5. 判決が確定したとき又は上訴したときは、早急にその旨報告すること。」と記載されていることが認められ、また、本件対象文書は、判決があったとき等に、愛知労働局長から厚生労働省労働基準局長への報告文書やこれに添付された判決書等であることが認められた。

また、当審査会事務局職員をして厚生労働省のウェブサイトに掲載されている愛知労働局の標準文書保存期間基準を確認させたところ、労災補償に関する判決書の保存期間は10年とされていた。これについて当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、判決書が添付された報告文書の保存期間は、判決書の保存期間に合わせて、10年としていると説明する。

本件対象文書は、労災補償に関する判決書が添付された報告文書であり、本件開示請求日の平成30年2月6日時点のものとして、平成19年度に行った報告に係る報告文書から平成29年度に行った報告に係る報告文書まで掲げられており、判決書が添付された報告文書の保存期間に対応しているものと認められる。

以上のことから、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められず、諮問庁が、本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、諮問庁が、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

労働基準局報告例規に基づく愛知労働局長から厚生労働省労働基準局長への判決結果の報告（平成19年度～平成29年度）